

牛久市教育委員会 3月定例会会議録

1. 日 時 平成31年3月25日(月)午後1時30分
2. 場 所 市役所分庁舎 第2会議室
3. 出席委員 染谷 郁夫・石井 美知夫・後藤 雅宣・芦田 亜里香・五十嵐 登喜子
4. 委員以外の出席者

教育部長		川井 聡
次長		杉本 和也
次長		飯野 喜行
教育総務課	課長	川真田 英行
教育総務課	学校建設対策監	佐藤 孝司
指導課	課長	豊嶋 正臣
放課後対策課	課長	吉田 茂男
文化芸術課	課長	手賀 幸雄
生涯学習課	課長	中野 祐則
中央図書館	館長	関 達彦
スポーツ推進課	課長	齋藤 勇
国体推進課	課長	横田 武史
教育総務課	課長補佐	戸塚 美幸
教育総務課	課長補佐	森田 明
教育総務課	課長補佐	山口 功
指導課	課長補佐	山口 明
文化芸術課	課長補佐	永沼 智子
生涯学習課	課長補佐	山越 義弘
スポーツ推進課	課長補佐	飯島 章友
保育課	課長	中山 智恵子
	主事	横田 珠美
5. 欠席者

教育総務課	課長補佐	高野 裕行
スポーツ推進課	課長補佐	塚本 浩
国体推進課	課長補佐	高橋 頼輝
6. 会議録署名人 後藤 雅宣
7. 議事事項

議案第 8号	牛久市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係規則の整理に関する規則について
議案第 9号	牛久市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する告示について
議案第10号	牛久市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令について
議案第11号	牛久市教育委員会防犯カメラの設置及び運用に関する規則の一

部を改正する規則について

- 議案第12号 平成31・32年度牛久市スポーツ推進委員の委嘱について
議案第13号 牛久市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について
議案第14号 平成31年4月1日付学校運営協議会の設置について
議案第15号 牛久市立学校における学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則について
議案第16号 平成31年度学校運営協議会委員の委嘱・任命について
議案第17号 平成31年度地域学校協働活動推進員の委嘱について
議案第18号 牛久市学校評議員の委嘱について
議案第19号 牛久市文化財保存活用地域計画（牛久市歴史文化基本構想）について
議案第20号 牛久市訪問型家庭教育支援推進協議会の設置に関する告示について
議案第21号 牛久市訪問型家庭教育支援員の設置に関する告示について
議案第22号 牛久市教育振興基本計画の策定について
議案第23号 私立幼稚園授業料保護者負担軽減補助金交付規則の一部を改正する規則について
議案第24号 牛久市教育委員会いじめ調査委員会を設置しないことについて
議案第25号 牛久市教育委員会いじめ調査委員会設置規則の一部を改正する規則について
報告第9号 『平成29年度牛久市内遺跡発掘調査報告書』の刊行について
報告第10号 牛久市青少年相談員連絡会相談員の委嘱について
報告第11号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

8. 各課報告

9. 質 疑

10. その他

教育総務課長	出席委員が、定数に達したため定例会の成立を宣言。
教育長	お忙しい中、ご苦労さまです。 事務局の皆さんもいるのでちょっとお知らせしたいのですが、先日のいじめの件です。子供が友達のかばんをあけてしまった、友達の筆箱をあけてしまった。学校でトイレに入る前に便器を拭いてねと言われた。水を垂らしてこの水を拭いてねといわれた。相手は心が傷つきました。これはいじめです。これで休みが1カ月程度過ぎると重大事態となります。ここで原則は第三者委員会が立ち上がるということになっています。これがいじめ防止対策推進法の流れです。ですから、にらまれて嫌だなと思ったらいじめだよ。仲間外れにされて嫌だなと思ったらいじめだよといった認識をもって、学校の認知件数は今二百数

十件に上がっています。でもこの法律は、たった1人でもいじめでなく子を見逃さないということではとてもとても大事な法律です。一方いざ重大事態になると、多くのスタッフが大きな労力を使わなくてはならないというのがあります。今回のいじめ事案を見ても、学校の初期対応のまずさもあると思います。多くは先生方が小さな変化に気づかなかったというのが多いんです、忙しさもあって。今回の場合も保護者が長い日記を書いてきたのですが、その日記を担当がしっかり内容を読み込まないでさっと返事をしてしまったのが初期対応のまずさでした。別の学校では、親が手紙を書いてきたのですが、それを担当が見るのが何日かおくれってしまったというのがあります。別な学校は、障害のある子がいて、障害のある子なのでどうしてもいじめてしまうというか、本人は思っていないけれどもいじめになってしまうと。その対応の問題で先生方が見過ごしているのがあります。その大きな原因は先生方が忙し過ぎるというのがあるのです。忙しくて子供たちをゆっくり見えてもらえない。上司に相談する時間もないという忙しさもあって、初期対応を誤ってしまっているというのがとてもあるんです。

それで、その忙しさをつくっているのが教育委員会にもないかなということが、とても気になります。つまり、学校にいろんなものをお願い、お願いと出していった結果、忙しくなってしまう、片方でいじめを見過ごしてしまい、今二百数十件になってしまう。先生方は働き方改革で月45時間以上の残業ということですが、ご存じのように中学校なんかは150時間当たり前の残業をやっています。これを4月から45時間以内の残業にするしかありません。そういう中で、先生方が本当に子供たちと向き合って小さなうちにいじめを発見できたり、いじめのない学級をつくったりするのに、先生方に全力をかせぎさせてあげたいと思っているので、教育委員会の各課の皆さんも、学校とのかかわりというのを上手に考えていただきながら、おろしていただきながら、先生方の首を絞めているのが教育委員会の内部にないように、みんなで精査しながら、よりよいものを学校がうまく選択できるような形の環境づくりをしてあげられたらなというのをつくづく思っています。ただ、あくまでも、私たちはいじめがあった子供を守ると、たった1人のいじめに遭った子も見逃さないということを基本にしておりますので、今後とも側面からのご支援もよろしくお願い致します。

教育長	<p>開会を宣言する。</p> <p>会議録署名人 後藤雅宣委員を指名する。</p>
教育長	<p>それでは、まず議案第8号「牛久市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係規則の整理に関する規則について」、事務局より説明をお願いします。</p>
教育総務課長	<p>議案第8号、牛久市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係規則の整理に関する規則についてでございます。</p> <p>こちらにつきましては、先に事務局組織規則の改正を行ったことによって影響を受ける4つの規則がございまして、その改正をこの一本で同時に行っていくという形があります。</p> <p>4つ、どの箇所かというのは、3枚目の裏にあります新旧対照表、ここから見ていただくのが一番わかりやすいかと思いますが、まず1点目、これが教育長の職務代理者を定める規則でございます。「教育総務課長」と指定があった箇所を「教育企画課長」もしくは「教育総務課」を「教育企画課」に変更しております。</p> <p>2点目につきましてはその下、教育委員会の公印規則でございます。これも公印の管守者を「教育総務課長」から「教育企画課長」に変更する改正でございます。</p> <p>3点目はその裏に行きまして、幼稚園運営協議会規則の変更でございます。こちらは幼稚園の業務記載は「教育総務課」から「学校教育課」のほうに移行する形になりますので、その形への変更でございます。</p> <p>4つ目につきましては、学校給食運営委員会規則の改正でございます。こちらの事務も献立会議のところですが、「教育総務課担当職員」というのを「学校教育課担当職員」という形にいずれも変更しております。</p> <p>以上です。</p> <p>議案第8号について質疑を受けるが質疑なし。 出席者全員の賛成を得る。</p>
教育長	<p>次に、議案第9号「牛久市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する告示について」事務局より説明をお願いします。</p>
教育総務課長	<p>議案第9号牛久市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う、こちらは関係告示の整理に関する告示でございます。</p> <p>先ほどは規則の部分の変更で、今回は告示の部分の変更になります。</p>

	<p>どこが変わったかと言いますと、やはり2枚目の裏にございますコミュニティ・スクール推進委員会の設置要綱で、庶務を行う課名が「放課後対策課」こちらを「生涯学習課」に変更しております。</p> <p>2点目といたしましてその次、地域学校協働活動推進員設置要綱の一部改正ですが、推進員協議会の事務を行う課を「放課後対策課」から「生涯学習課」に変更しております。</p> <p>一番最後のページになりますが、放課後子ども教室事業運営委員会の設置要綱の改正になります。こちらについては、「教育総務課」を「教育企画課」、あと「学校教育課」、指導課はそのまま、「放課後対策課」を消しております。そして「中央図書館」を入れております。あと、委員長については「放課後対策課長」とあったものを「生涯学習課長」という形に変更しております。</p> <p>以上の3件の告示を同時に改正する告示でございます。</p>
教育長	<p>質問等ありますでしょうか。</p> <p>これ1つ、第1条に推進委員会とあるじゃないですか。第2条に推進員とあるじゃないですか。推進員協議会と第2条にありますよね、推進及び推進員協議会と。（「第2条は地域学校協働活動推進員設置要綱ですが」の声あり）ところが、第2条は地域活動推進員の設置要綱ですよ。（「はい、そうです」の声あり）1条はコミュニティ・スクール推進委員という……（「委員会設置要綱」の声あり）コミュニティ・スクール推進委員会なんですね。（「これはそのまま要綱の名前を」の声あり）学校運営協議会とは違うんだなと思って。</p>
放課後対策課長	<p>学校運営協議会とは別の、これはコミュニティースクールの準備委員会の段階でのコミュニティースクールの推進委員会のほうの設置要綱になります。（「準備段階の」の声あり）だから、今年度8つの学校で、今行っている準備委員会のほうの名称がこの様になっているということでございます。</p>
教育長	<p>なるほどね。これは終わるんじゃないのですね。</p>
放課後対策課長	<p>基本的には終わりなんですけれども、要綱がちょっとまだ、廃止じゃなくて残っているものですから、そのままになってしまっているということになるかどうかと思います。</p>
教育長	<p>もうできちゃったけれども、できる前の準備会も規則を変えて残しておくということですか。</p>
放課後対策課長	<p>あとはちょっとまだわからないんですが、新しい中学校の開校とかもありますので、廃止にはしていないということです。</p>

<p>教育長</p>	<p>議案第9号について出席者全員の賛成を得る。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>次に、議案第10号「牛久市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令について」事務局より説明をお願いします。</p> <p>議案第10号につきましては、牛久市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う、こちらは関係訓令の整理に関する訓令でございます。この訓令によりまして、5つの訓令の改正を同時に行う形をとっております。内容につきましては、ちょっと3点目が事務決裁規定でボリュームがあるので新旧対照表はついていませんが、1条、2条、4条、5条につきましては新旧対照をごらんいただくのが一番わかるかと思えます。新旧対照が6枚目にあります。</p> <p>まず1条による改正。これはこれから説明がありますが、教育振興基本計画を策定するときの会議の設置訓令でございます。今後もこれについては残るといことで、「教育総務課長」の部分を「教育企画課長」、「放課後対策課長」の部分を「学校教育課長」に入れかえてございます。リーダーについても、「教育総務課」担当の次長ということから、「教育企画課」担当の次長という形に入れかえております。会議の庶務についても、「教育総務課」から「教育企画課」に入れかえております。</p> <p>2点目でございます。2点目が教育委員会の処務規程の改正でございます。「教育総務課長」の職務の部分を「教育企画課長」の職務として取り扱い、同じく9条の2もしくは16条で「教育総務課長」から「教育企画課長」という形での入れかえを行っているものでございます。</p> <p>ちょっと3条は一旦飛ばして、4条をご説明いたします。その下が4条の新旧対照表になります。</p> <p>教育委員会職員のハラスメント防止に関する要綱の改正という形でございます。苦情対応の窓口職員の設置ということで決めてありまして、その中で「教育総務課の課長及び課長補佐」というのがありますが、それが「教育企画課の課長及び課長補佐」という形になります。苦情処理委員会を立ち上げたときのメンバーとして、「教育総務課の課長及び課長補佐」とあったのが「教育企画課の課長及び課長補佐」、委員会の庶務についても「教育総務課」から「教育企画課」という形での変更になっております。</p> <p>次、5条による改正、これは学校の処務規程の改正でございます。まず、文書関係で第2条、「引継ぎ 保管してある文書を保存箱へ収納し、教育総務課長に引き継ぐ」というところを、「教育企画課長に引き継ぐ」という形になっております。</p> <p>その次、16条の第4項、キャビネットの増減の調査、これは教育総務課長が増減を決定することになっていたのが、教育企画課長が決定となっております。</p>

	<p>ファイル基準表の提出について、「教育総務課長」だったものを「教育企画課長」にしております。文書の引き継ぎも同じく「教育総務課長」から「教育企画課長」。</p> <p>その下、全て「教育総務課長」から「教育企画課長」への変更となっております。いずれも文書管理関係での保存であったり閲覧であったり、貸し出しであったりという条文となっております。その責任者を「教育総務課長」から「教育企画課長」に変更となっております。</p> <p>間、飛ばしました3条の事務決裁規程、これについては、表がボリュームがあるものですから新旧対照としてはつけてございません。2枚目の裏、中段からごらんください。教育委員会事務決裁規程の一部改正という形で、これは教育総務課、指導課と放課後対策課、その3課で分担していた業務につきまして、これは内容的にも見直しを行っております、教育企画課、学校教育課、指導課に振り直しております。あと、生涯学習課についても変更しております。</p> <p>主なところといたしましては、教育企画課のところだと、主に教育総務課の中の総務事務と学務事務というのがあるんですが、総務事務の部分が教育企画課のほうに移行しております。県職員関係の人事給与関係であったりとか、あと調査、統計であったり、また、奨学金、これについては学校に関するものではなくて学校を卒業したお子さんに関するものということで、移管してあったり、もしくは小中学生の議会、また、大会補助についてもこれは対外的な補助金ということで移管しております。</p> <p>生涯学習課の部分では、1個目の表が古い表で、2つ目の表が変えた後の表になっております。主に後ろのほうに出てきます放課後カップ塾の実施に関するものであったり、土曜カップ塾の実施に関する事、そのあたりが変わっているところかと思えます。</p> <p>以上です。</p>
教育長	<p>ちょっといいですか。コミュニティースクールは入ってこないんですか。</p>
放課後対策課長	<p>これは事務決裁規程になりますので、どの段階で決裁をいただくかという表になると思います。コミュニティースクールに関しましては、全て教育長先生まで決裁をいただいていたものですから、こういった形で、何というんですか、部長専決とか課長専決という表には入っていなかったというのが今までの運用です。ここにはないということは、同じように教育長先生の決裁をいただいて運用をするというふうになるかと思えます。</p>
教育長	<p>それでいいのですか。（「所掌事務に入っていた」「生涯学習課の所掌事務に入っています」の声あり）所掌事務に入っているのです、これはなくていいのですか。</p>

放課後対策課長	これは所掌事務で、担当は生涯学習課というのは別の規則で決まっているんですけども、これに関しては事務決裁のどこまでの決裁権者にするかということなので。（「要は規則の変更の仕方です」の声あり）
教育長	ということは、これは教育長の決裁じゃなくていいということですね。（「表としてはわかりにくいんですけども」の声あり）
教育部長	3つのあるうちの一番左側が部長、次長、課長というのが、実は上に入っているんです。ここには書いていないんですけども。
教育長	書いていないですね、この表には。
教育部長	はい。部長が決裁するのはこの事務の隣側にある箱のところに丸がついてるのは、部長まで決裁が必要だと。逆に言うと、一番右で丸がついてあるものは課長決裁でいいよという。ですから、逆に言えば、教育長まで必要なものはここには書かれない。
教育総務課長	済みません。今ご指摘があったんですが、表がちょっとわかりにくいんですが、これは表現的に規則の書き方が変わったところだけ、これをこれにしましたというもので、表の上の部分は変わらないものですから書かれていないんです。ただ、この上には、一番左側のところには教育部長、次長、課長という決裁の区分が書いてあって、放課後対策課はここに載っている5点しか今まで、要は決裁権を課長に持たせていなかったという形なものですから、要は、ここにはないのが全部教育長決裁ということなんです。
教育長	今までのコミュニティースクールは大まかな規則だけやるけれども、月一の報告はない状況で今まで来ていたので、月一で私に報告をいただきたいと思います。今までは、費用が幾らになりますとか、メンバーはこれでいいですかといったものですが、月一の報告もある程度決裁の形で報告をもらえればいいです。そうすると全体の流れがわかって助かります。

教育総務課長	<p>決裁規程なので、報告はもちろん頻繁に行ったほうがいいんですけども、決裁をとる場合は。</p>
教育長	<p>規則変えました、お金になりましただけを決裁するような状況だったので、それだと経過がわからないまま来ていたので、月一回の教育長の報告で決裁をもらいながら動くということでいいんですよね。（「はい」の声あり）</p>
教育総務課長	<p>古いほうの表は全部そのままとってありますので、要はこの表しか、生涯学習課にしても指導課にしても、この部分しか事務決裁の委任はされていないという。</p>
教育長	<p>そうすると、ほかは全部決裁に来るということですよ。ここに載っていないものは。（「はい」の声あり）了解しました。</p>
石井委員	<p>同じような質問なんですけど、現在教育総務課の5番、教育行政の相談に関するものと、それから指導課の13番、14番並びに放課後対策課の3番なんですけれども、この辺に該当するところが今移管されたところの先がないんですけども、これについては全部同じように教育長の決裁ということになるんでしょうか。もう一回言いますね。教育総務課の5番、教育行政の相談に関するもの、それから指導課の13、14、食に関するものと非常勤支援に関するもの、それから放課後対策課の児童クラブの広報に関するものが、次に該当するところが見当たらないので、どこに移管されたのか教えていただければと思います。</p>
教育長	<p>順番に行きましょう。 教育総務課の5番の教育行政の相談に関するものは、どこに行ったかというのと。</p>
教育総務課長	<p>これは3課で出てくるから消しちゃったということかな。</p>
教育長	<p>または教育長決裁に上げたということでしょうか。さっきの話でいうと。</p>
教育総務課長	<p>ない場合は、決定する、決裁もらう場合はそういう形になりますね。</p>
教育長	<p>教育長に決裁をもらうというので消したということでしょうか。</p>

教育総務課長	<p>教育行政の相談自体が今まで教育総務課メインでやっていたんですけども、そこが教育企画課もしくは学校教育課いずれにも該当してくるのかなとは思われますが。</p> <p>外れているので教育長決裁という。</p>
教育長	<p>そうやって考えると。指導課の13番に、食に関する指導がなくなったので、すがこれも教育長決裁という形で……（「いやこれは」の声あり）あるんですか。</p>
指導課長	<p>いや、ないんですが、5番の各種教育の指導に関する……（「どこですか、指導課の各種教育の指導に関する」「全部まとめたのですね」の声あり）はい。</p>
教育長	<p>じゃあ14番はどうですか。</p>
指導課長	<p>14番の非常勤支援員に関するところにつきましては、非常勤はこの場合、SAなんですが、SAにつきましてはこれまでも教育長まで決裁をいただいておりますので、ここを外させていただきます、今後正式に教育長まで決裁をいただければと考えております。</p>
教育長	<p>SAは教育長決裁ということですね。</p>
指導課長	<p>今までいただいていたんですね。（「実際に合わせたということですね」の声あり）そうですね。</p>
教育長	<p>そうすると、放課後対策の3番、児童クラブの広報は。</p>
放課後対策課長	<p>これは教育企画課の2番に。（「まとめたみたいですね、わかりました」の声あり）</p>
教育長	<p>教育総務課の5番の教育行政の相談に関するものは、教育長決裁ということなんですね。</p>
放課後対策課長	<p>載せかえていませんので、はい。</p> <p>議案第10号について出席者全員の賛成を得る。</p>
教育長	<p>次に、議案第11号「牛久市教育委員会防犯カメラの設置及び運用に関する規則の一部を改正する規則について」事務局より説明をお願いします。</p>

教育総務課長	<p>議案第11号は「牛久市教育委員会防犯カメラの設置及び運用に関する規則の一部を改正する規則について」でございます。</p> <p>こちらにつきましては、先ほどからの要因であります事務局組織規則の改編に伴う課名の変更によって変えた部分と、あと、新年度新たに施設ができて、武道館と第一幼稚園なんですが、そこで防犯カメラの数を設定した部分と2か所でございます。</p> <p>まず1つ目の、組織改編による課名の変更の部分は、こちら表の12条中というところを見ていただくとわかるんですが、まず「教育総務課」とあるのを「学校教育課」に改めたところと、あと別表に防犯カメラの場所と、その管轄する課名を全部つけた表がございます。その中で既にある防犯カメラの中で奥野小、神谷小、その他児童クラブ関係のカメラの所管が「放課後対策課」から「教育企画課」にかわっております。あと、運動公園のところなんですが、今まで第3駐車場の4というカメラ1基だけがあったんですが、その下に武道館関係で9基カメラをつけ足す形で表を改正しております。同じく、これは教育総務課の管轄外なんですが、南中学校のところの下に第一幼稚園の4基を加えてカメラの数を増設したという形をあらわしております。</p> <p>あと、同じくカメラの運用に関する規則の部分で、庶務につきましてこれまで「教育総務課」だったものを、防犯カメラの運用に関する庶務は「学校教育課」において処理するという形に変更しております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>議案第11号について質疑を受けるが質疑なし。 出席者全員の賛成を得る。</p>
教育長	<p>次に、議案第12号「平成31・32年度牛久市スポーツ推進委員の委嘱について」事務局より説明をお願いします。</p>
スポーツ推進課長	<p>議案第12号「平成31・32年度牛久市スポーツ推進委員の委嘱について」説明いたします。</p> <p>牛久市はスポーツ基本法及び牛久市スポーツ推進委員規則により、現在22名の方に牛久市スポーツ推進委員を委嘱しておりますが、平成30年度末を持ちまして2年間の任期が満了となりますので、平成31年度から2年間、別紙名簿の22名の方を再任委嘱するものでございます。</p> <p>教育委員会はスポーツ基本法第32条によりスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望がありスポーツに関する深い関心と理解を有し、熱意と能力を有する者の中からスポーツ推進委員を委嘱すると定められております。</p> <p>スポーツ推進委員は牛久市スポーツ推進委員規則第2条によりまして、スポーツの実技指導、スポーツ活動促進のための組織育成、学校、生涯学習センターその他の教育機関、行政機関の行うスポーツ行事または事業に協力すること</p>

	<p>などが職務として定められております。</p> <p>具体的な職務内容といたしましては、牛久シティマラソンへの協力及び3地区スポーツ交流会の市民体育祭への協力を初め、グラウンドゴルフ大会とウォーキング大会への協力をいただいているところでございます。</p> <p>今回委嘱します22名の方は、引き続きそれらの職務を遂行するに足りると考えておりましたので、ご審議をお願いいたします。</p> <p>資料を1枚めくっていただきまして、スポーツ推進委員の概要でございます。</p> <p>根拠法令といたしましては、スポーツ基本法第32条の規定に基づき設置されております。</p> <p>スポーツ推進委員の職務でございます。第2条によりまして、この6項目が定められております。</p> <p>2つ目、身分、定数、報酬でございますが、身分は非常勤特別職としまして、定員は定数は25名以内、現在22名でございます。報酬は3,000円の日額になっております。任期は2年でございます。</p> <p>以上、ご審議をお願いいたします。</p> <p>あとすみません、一番最後に名簿がついておりまして、22名のスポーツ推進委員の候補者の名簿でございます。お願いします。</p> <p>議案第12号について質疑を受けるが質疑なし。 出席者全員の賛成を得る。</p>
教育長	<p>次に、議案第13号「牛久市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について」事務局よりお願いします。</p>
中央図書館長	<p>それでは、議案第13号、牛久市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。</p> <p>資料の最後のページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。</p> <p>まず初めに第2条ですけれども、図書館の2階にありました会議室を学習室へと変更していただきましたことから、会議室という名称が図書館ではなくなりまして、図書館の主な館内施設が視聴覚室だけとなったため、第2条中の「館内施設（視聴覚室等）」という文言から「館内施設」を削除し、単に「視聴覚室等」と改めるものです。</p> <p>次に、第9条につきましては、「入館」という表現を「利用」と改めますとともに、改正健康増進法の施行に先立ちまして、来る4月1日より図書館の敷地内を全面禁煙化することから、喫煙に関する条文を全面的に見直すとともに、この際、飲食に関する規定についても飲食場所を明確化するため飲食可能な場所を明記するものです。</p> <p>また、第25条の販売行為の禁止事項につきましては、第9条の利用の心得の中に規定し直すこととするため、第25条が不要となることから削除するものです。これにより、以降の条文が繰り上がります。</p>

<p>教育長</p>	<p>次に、第21条については、申請書の名称をより正しく表記するため、様式第3号の名称を「図書館利用申請書」から「図書館施設利用申請書」に改めるものです。</p> <p>施行は31年4月1日となります。</p> <p>ご審議のほうよろしくお願ひいたします。</p> <p>議案第13号について質疑を受けるが質疑なし。</p> <p>出席者全員の賛成を得る。</p> <p>次に、議案第14号「平成31年4月1日付学校運営協議会の設置について」事務局より説明をお願いします。</p>
<p>放課後対策課長</p>	<p>議案第14号は平成31年4月1日付学校運営協議会の設置についてであります。</p> <p>学校運営協議会の設置につきましては、現在5校の小中学校において導入がされていますが、残り8校におきましてコミュニティースクール推進委員会での準備作業を進めてまいりました。</p> <p>そのような中、2月中に順次開催されました各校での会議におきまして、4月1日からの学校運営協議会の設置が合意されまして、今回各学校長名で設置に関する申請が提出されましたので、教育委員会の同意を求めるものであります。</p> <p>なお、4月1日から学校運営協議会が設置される学校につきましては、2枚目に一覧表にしてございます。牛久小学校、牛久第二小学校、中根小学校、牛久第三中学校、向台小学校、下根中学校、牛久南中学校、ひたち野うしく小学校の8校になります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>質問等ありましたらお願いします。</p> <p>実は、これが今一番難しいのは、事務局が4月から学校に移ると、どう運営するかは今から決めていくという状況があります。なので、今までは放課後対策課がコントロールしていましたが、これからは各学校に移していくので、その中でどのように運営して教育委員会がどのように関わるということが具体的な案は、まだできていません。ですが、先ほど言ったように、一応形はこのようにしますということで、この提案です。なので、詳しい中身とかこの先ということは、まだうまく説明できない状況です。（「事務局の」の声あり）今後、学校運営協議会がこうなっていくという話は。（「そうですね」の声あり）そういう状況ですので、先ほどお話ししたんですが、私のほうで決裁して私も了解しているというような形で先ほど議案通りしましたので、報告よろしくお願ひします。</p>

<p>教育長</p> <p>放課後対策課長</p>	<p>議案第14号について出席者全員の賛成を得る。</p> <p>次に、議案第15号「牛久市立学校における学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則について」事務局よりお願いします。</p> <p>議案第15号は、学校運営協議会の設置に伴う牛久市立学校における学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則について教育委員会の同意を求めらるるものであります。</p> <p>1枚めくっていただきまして、規則改正の内容といたしましては、第3条第1項第6号以下に学校運営協議会が設置される学校名の記述を追加するものでありまして、先ほど議案第14号でご同意いただきました8校についての学校名が記載されております。</p> <p>なお、こちらは学校運営協議会の設置が平成29年4月の法改正で努力義務化されたことに伴いまして、学校運営協議会が設置された場合には同規則上に明記するという運用をさせていただいておりますので、今回このような改正を行い、31年4月1日からの施行を行おうとするものであります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>議案第15号について質疑を受けるが質疑なし。</p> <p>出席者全員の賛成を得る。</p>
<p>教育長</p> <p>放課後対策課長</p>	<p>次に、議案第16号「平成31年度学校運営協議会委員の委嘱・任命について」事務局より説明をお願いします。</p> <p>議案第16号は、平成31年度より新たに学校運営協議会が設置されます8校及び既に学校運営協議会が設置されております5校の委員につきまして、平成31年度の委員の委嘱・任命について教育委員会の同意を求めらるるものであります。</p> <p>学校運営協議会の委員につきましては、牛久市立学校における学校運営協議会に関する規則の第5条第1項の規定によりまして、任期は1年となっております。また、同規則によりまして、学識経験者、地域住民、保護者、コーディネーター、教職員等の中から20名以内で構成されまして、任命に当たりましては学校長のご意見をいただいた上で教育委員会が任命することとなっております。</p> <p>31年度におきましては、一応市内全13校の小中学校においてコミュニティースクールを導入することに伴いまして、全ての学校の委員の任期を4月1日から翌年3月31日までの1年といたしたく、今回13校全ての委員の議案を上程させていただいております。</p> <p>各学校運営協議会の委員につきましては、別添の名簿のとおりということになりますが、一番後ろのページに、今回4月1日付で任命をしたいと思ってお</p>

	<p>ります人数を一覧表にまとめておりますので、こちらをごらんください。奥野小と二中が同じ方をかぶせて1つの奥野キャンパスということで運用しておりますのであわせませんが、一応この表上で述べ172名、右下のような形での委嘱をお願いしたいと思っております。</p> <p>内訳としましては、区分でありますとおりの学識経験者や地域住民の方で77名になります。合計で約45%。それから保護者の方が35名で20.3%、教職員が39名で22.7%、その他地域学校協働活動推進員等ということで地域学校コーディネーターが21名の12.2%という内訳となっております。あと、委員の数ですが、一番右の合計欄にありますとおりの11名から今のところ22名ということで、各学校から20名ということで内申をいただいております。PTAの役員さんにつきましては、改選前という事情もありまして、保護者の割合が若干少な目になっておりますが、4月以降、追加での任命をお願いしたいという意向が複数ありますので、ご承知おきをいただきたいと思っております。あと、教職員につきましては、年度切りかえに伴いまして、3月末での退職や4月1日付での人事異動が予想されるところでありますので、今回定年退職等が予定されている場合には、お名前を空欄にしております。また、その他の職につきましても、3月25日現在でその職にある者についての名簿を提出しておりますが、4月1日確定後、各学校の備考の職にある方を立てさせていただくことを、あわせてご承認いただければと思います。</p> <p>以上でございます。よろしく願いいたします。</p>
教育長	<p>質問等ありましたら、お願いします。</p> <p>これ、教職員を抜くと、今133名いるんですが、この方々の報酬が年額1万2,000円いただく方々ですよ。</p>
放課後対策課長	<p>基本的にはそうなりますが、市の職員の方なので、有給休暇をとって仕事に、この場合に出席するような場合には、有扱いという場合には報酬は支払いの対象になりませんので、教職員以外でも報酬がいただけないという方もいます。</p>
教育長	<p>公務員みたいな方々ですね。「はい、そういう方も」の声あり)そして、これが今からまた増えると、追加承認をするような状況になるということですね。</p>
放課後対策課長	<p>追加でお願いしたい学校がある、意向があるという学校があるということです。</p> <p>議案第16号について出席者全員の賛成を得る。</p>
教育長	<p>次に、議案第17号「平成31年度地域学校協働活動推進員の委嘱について」事務局より説明をお願いします。</p>

放課後対策課長	<p>議案第17号は、牛久市地域学校協働活動推進員、通称地域学校コーディネーターと言われている方々の平成31年度における委嘱につきまして、委員会の同意を求めるものであります。</p> <p>申しわけありません。資料中、一番後ろのページ、2枚目の裏ですが、表題のところに追加委嘱ということで追加という文字がちょっと入ってしまっております。「追加」は削除をお願いしたいと思います。</p> <p>こちらの議案につきましては、平成30年度現在、29名の方を委嘱させていただいておりますが、平成31年度のスタート時におきましては、そのうち26名の方が引き続きご協力をいただくとともに、1名の方を追加でお願いいたしたく、計27名の方を委嘱させていただきたいと思っております。名簿が各学校ごとに載っていると思います。</p> <p>具体的には、牛久小学校で1名減という形になります。それから、奥野キャンパスに、3行目から奥野小と二中が並列で担当校で並んでいる名簿ですが、これまで5名だったんですけども、2名の方がちょっと1回退きたいということで、かわりに1名の方が追加となって、最終的に2名減ということになります。</p> <p>この地域学校コーディネーターは、これまでの経過から当初は土曜カップ塾の企画及び運営に関する活動が中心でありましたが、コミュニティースクールの導入に伴いまして、学校運営協議会にも参加していただきまして、少しずつではありますが、地域学校協働活動の中心的な担い手としてその活動が広がりつつあります。今回、委嘱によりまして、平成31年度、一番後ろの表になりますが、各学校にコーディネーターを委嘱できる、確保できた状態、ちょっと三中さんと下根中さんが1名という状態ですが、各学校コーディネーターがいるということを確認できる状態になります。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
教育長	<p>何かありますか。</p> <p>規則上は、地域学校協働活動推進員という名前ですが、牛久の場合は地域コーディネーターとしようといったのは何でしたか、あれは。ちょっと確認したいんですが。</p>
放課後対策課長	<p>この地域学校協働活動推進員という方を地域学校コーディネーターと今まで呼んでいたものですから、牛久の場合には、ではそういうふうにしたいなということちょっと確認をしたんですけども、一応県に確認させていただきましたところ、規則上は推進員という名前を使って、法律であるものですから使っていただきたいと。ただ、通称という形で一般的に市内で使うことに関しては問題ないということで了解をいただいておりますので、一応通称地域学校コーディネーターという形で、広く一般的に使いたいと思っております。</p>

<p>教育長</p> <p>教育総務課長</p>	<p>議案第17号について出席者全員の賛成を得る。</p> <p>次に、議案第18号「牛久市学校評議員の委嘱について」事務局より説明をお願いします。</p> <p>議案第18号は牛久市学校評議員の委嘱についてでございます。</p> <p>学校評議員制度を運用しておりますが、今、第一幼稚園と第二幼稚園の2園のみとなっております。それぞれ3名ずつで計6名の方の委嘱となりまして、第一幼稚園の1番、石神良三さんと2番の辻村理恵さんが再任でございまして、それ以外の方は新任という形でございます。</p> <p>ちなみに昨年は、第二幼稚園のほうは4名出ていまして、第一が3名だったんですが、保幼小連携の園長さんを入れていたんですが、やはりちょっとお忙しいということで、今年はその方はちょっと外れまして、3名、3名という形になっております。PTAからお二人と地域からお一人、第一についてはPTAからお二人と、幼児教育に精通した石神先生ということで3名という形になっております。</p> <p>よろしくをお願いします。</p> <p>議案第18号について質疑を受けるが質疑なし。</p> <p>出席者全員の賛成を得る。</p>
<p>教育長</p> <p>文化芸術課長</p>	<p>次に、議案第19号「牛久市文化財保存活用地域計画（牛久市歴史文化基本構想）について」事務局より説明をお願いします。</p> <p>それでは、議案19号、牛久市文化財保存活用地域計画（牛久市歴史文化基本構想）についてご説明を申し上げます。</p> <p>当基本構想の策定につきましては、教育委員会より牛久市文化財保護審議会に策定の諮問をいたしておりましたが、今般別紙のとおり牛久市歴史文化基本構想として承認する旨、文化財保護審議会から答申が出ましたので、あわせまして今回委員会の同意を求めるものでございます。</p> <p>歴史文化基本構想につきましては、従来の保護計画より一歩進めまして、地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉え、その周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想で、これからの地方公共団体の文化財保護行政を進めるための基本的な構想となるものでございます。</p> <p>これの効果としましては、文化財保護のマスタープランとしての役割とともに、地域で活用する資源をつくりだすと、そういった効果が期待されております。また、文化庁からの財政補助もこちらの構想に基づいたものから優先的に採用されると伺っております。</p> <p>構想につきましては、別紙のとおり第1章の地域計画策定の目的及び造成時の位置づけから、第9章の事務処理特例の適用までの内容になっております。</p>

<p>教育長</p>	<p>この中で、活用まで含めた計画まで入れた内容を策定しておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>文化芸術課長</p>	<p>説明が終わりました。質問等ございますでしょうか。</p> <p>追加でご説明をさせていただきますが、歴史文化基本構想ということで今回は決定していただければと思うんですが、名称を「牛久市文化財保存活用地域計画」というのが表に来ているんですけども、これは文化庁とも協議済みでございます、この4月1日より文化財保護法の改正が施行になります。その中で、これまでこの歴史文化基本構想とか保存計画というものは推奨されているものなんですが、法の中で作成することができると、ここに位置づけられているのが、今度、保存活用地域計画というものになります。これが4月1日から施行になりますので、4月1日以降、牛久市の計画としてさらに申請をしたいと考えておりますので、中身はほぼこのままでいきますので、保存活用計画、括弧ということで基本構想の名前で、今回は設定いたします。これは教育委員会での作成となりまして、これで文化庁、あと茨城県にも提出しますので、これで補助金の関係は、文化庁の補助はこれでおしまいという形で一旦させていただいた上で、また4月以降さらに上位の計画について申請をしたいと考えております。</p>
<p>後藤委員</p>	<p>125ページの事務処理特例の適用のところなんですが、事務処理の特例に関して、わかりやすくちょっとご説明を頂戴できればありがたいんですが。</p>
<p>文化芸術課長</p>	<p>こちらは、本来、この歴史文化基本構想でいきますとこの第6章までが本来必要のところなんですが、その後さらに7、8、9章というのが追加されているんですが、これが先ほど申しました国が新しく設けている地域保存活用計画に入れるべき内容となっております、これが承認されると、結局今まで国の許可を得ないとできなかった、例えば国指定重要文化財の軽微な変更とか工事なども、地域団体から直接の届け出で済むようになるものであるとか、あと先般、女化の登録有形文化財、誘ってもらったんですが、あれは県を通してしか登録申請ができなかったものが、ダイレクトに国にこの計画に基づいて実行するものについては直接申請もできるというような緩和措置が主にこの中でうたわれております。こういうものが4月以降の計画で承認されれば、具体的に、一部制限が解除されて市に権限がおりるといように捉えていただければと思います。</p>
<p>教育長</p>	<p>文化財を地域の活性化とかまちづくりにも大いに生かしてほしいという国の流れもあるでしょうから、そういった意味でも貴重な計画になってくれればなと思っています。</p>

<p>教育長</p> <p>生涯学習課長</p>	<p>議案第19号について出席者全員の賛成を得る。</p> <p>次に、議案第20号「牛久市訪問型家庭教育支援推進協議会の設置に関する告示について」をお願いします。</p> <p>それでは、議案第20号、牛久市訪問型家庭教育支援推進協議会の設置に関する告示ですが、家庭、地域社会、行政等が一体となって家庭教育支援のための取り組みを協議し、きめ細かな家庭支援を図るために、協議会の設置に関する規定を定めるものです。</p> <p>委員としましては、学識経験者、学校教育関係者、社会教育関係者、それと行政関係者、支援員代表者などとなります。委員は10名以内で組織といたします。委員の任期は委嘱任命の日から当該年度の末日ですので、例えば5月に任命しましたら翌年3月31日まで、そういうことでやらせていただきたいと思っております。</p> <p>委員の実際の任命につきましては、スクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカーと大学の専門の先生や、元教員の方とかそういった先生、あとは社会教育委員、あと福祉部門の長などを委員として任命したいと思っております。</p> <p>報奨金につきましては、委員の謝金は1日当たり、会議規則に当たりまして3,000円として予算計上しております。</p> <p>補助金の事業につきましては、これは補助事業になりますので、協議会委員の謝金、その他のものについての補助対象となりまして、国が3分の1、県が3分の1で、3分の2の補助率ということだけでいただけるように申請をしております。</p> <p>以上になります。</p> <p>議案第20号について質疑を受けるが質疑なし。 出席者全員の賛成を得る。</p>
<p>教育長</p> <p>生涯学習課長</p>	<p>次に、議案第21号「牛久市訪問型家庭教育支援員の設置に関する告示について」事務局よりお願いします。</p> <p>議案第21号は牛久市訪問型家庭教育支援員の設置に関する告示についてであります。先ほどが協議会についての設置ということで、21号については支援員、実際動く方の告示についてであります。</p> <p>家庭において子育ての悩みや不安を抱える保護者などに対しまして、その解消につながる情報や学びの場の提供、相談体制の充実によりまして、きめ細やかな家庭教育支援の実施を図るために、支援員の設置に関する規定を定めるものであります。</p> <p>支援員の選任は、学校教育関係者、保健福祉関係者、スクールソーシャルワ</p>

	<p>一カー、子育て経験者などのうちから10名以内を選任することといたします。支援員の任期は先ほどと同じように、選任した日から当該年度の末日までということにいたしたいと思っております。</p> <p>実際の支援員の任命につきましては、子育て経験者、教員のOB、PTA関係者、地域の子育てサポーター、民生委員、児童委員、保健師、保育士、臨床心理士、スクールカウンセラー、地域学校協働活動推進員などを計画しております。</p> <p>報酬に関しましては、大体1時間単位になりますが、1,480円を限度として計上をしております。</p> <p>これも先ほどと同じように補助事業となりまして、先ほどと同じように国が3分の1、県が3分の1で、3分の2の補助率ということで申請をしております。</p> <p>以上です。</p> <p>議案第21号について質疑を受けるが質疑なし。 出席者全員の賛成を得る。</p>
教育長	<p>次に、議案第22号「牛久市教育振興基本計画の策定について」事務局よりお願いします。</p>
教育総務課長	<p>議案第22号、牛久市教育振興基本計画の策定についてご説明申し上げます。</p> <p>教育振興基本計画につきましては、教育基本法の第17条に、地方公共団体は国の計画を参酌し、その地域の実情に応じて地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないという努力義務が課せられております。</p> <p>一方で、先日総合教育会議を開きましてご議論いただいた教育大綱につきましては、教育振興基本計画の上位に位置する方針といたしまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、地方公共団体の長が教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることと書いており、これは、必置義務がございます。こちらの大綱について、平成26年7月17日の文科省からの通知によりまして、教育振興基本計画をつくる場合には、その方針部分を大綱に位置づけることもできるという通達がされているところでございまして、先日のご説明にありましたように、今回はその計画の柱部分である概要版的なものを大綱ということで位置づけさせていただいたところでございます。</p> <p>なお、大綱については、お手元に配られておりますが、先日ご議論いただいた内容に基づきまして、配置であったりとか、表現であったりというものをつけ加えたり、順番を変えたりという変更をして、また、写真等についても若干変更をしております。</p> <p>この大綱が教育振興基本計画のおおむね骨子の部分と一致するというところで、それ以外の部分について簡単にご説明申し上げます。</p>

今回、計画の策定についての体制ですが、教育振興基本計画の策定に当たっては、教育委員会の各課長を構成員とする策定会議を立ち上げまして、協議を重ね、素案を策定しました。

素案が作成された後に関係団体に投げまして、意見収集を行いました。また、各個人からのご意見ということで1月28日から2月18日までの期間において、ホームページ、情報公開統合窓口、教育総務課、その他教育委員会の各施設の窓口においてご意見を募集するパブリックコメントを実施しております。それらをもとに変更を加えまして、計画の内容について、まず29ページ、こちらが大綱にもございますが、基本理念、基本目標、目指す人材と、これは教育大綱と一致しております。並べ方も先日あったご指摘のもとに変更を加えてございます。また、30ページ、31ページについて、基本理念の実現に向けた推進の手順、これについても教育大綱と一致でございます。図のイメージも後ろのほうの2つの図、学校教育を中心に持ってきて表現を変えております。また、こちらの計画にだけ載せてあるのが、35ページ、36ページの体系図でございます。一番頭にあります未来を開き地域を担う人づくり、この基本理念を実現するための基本目標であったり、施策であったり、またその施策の展開の方向性、ここまでが大綱で記述された部分になりますが、それを一目に見られる形ということで表現されているのが、こちらの体系図になってまいります。

ここまでの部分を教育大綱として、写真等も取りまぜて、概要版的な意味合いで出しております。

教育振興基本計画は、そこから一步深く入りまして、施策の展開といたしまして2部以降に記述されております。

例えば、各目標ごとに動向、現状、課題などを加えまして、例えば40ページ、41ページあたりをお開きいただきたいんですが、各基本目標ごとの単位で国などの動向であったり、現状、課題などを加えて、その上で施策展開に向けた幾つかの方針を示しております。ここでは1番として、学習指導要領の確実な実施、上記諸活動の推進という方針を示して施策展開の方向性を記述しております。

それとともに、実際の教育委員会の各課もしくは市長部局の場合もございますが、それらの目標を推進していくのに、実際に行う事業を当てはまるものを並べてございます。ここでいくと、指導課の学校図書館活用推進事業であったり、中央図書館の学校図書館ネットワーク事業であったり、学校教育課の小中学校の図書室を運営するという事業であったりということがございます。また、その施策の進展状況をはかる何か目標値ということで、思い当たる目標値を何点か並べております。ここでは、全国学力学習状況調査の国平均値、あと児童生徒の割合ということで、現在の値と目標値、また家読の実施率ということで現在の値と目標値ということで、目標は2023年ということで見せた形になっております。そういった形で、各施策の柱ごとに全部そういったつくりで並べてございます。

	<p>105ページ、こちらが第3部になってまいりまして、計画の推進ということで推進体制の部分を記述したものでございます。計画の推進においては、総合教育会議、教育委員会及び教育委員会事務局などが連携をとりながら計画を推進していくということに加えまして、組織面で企画調整部門であったり、施設管理部門などの必要性というものもうたっております。そのあたりが108ページあたりになります。今回、そういった計画で記述した内容に沿った形で一部分であります。企画調整部門の設置ということで、教育企画課の設置といったあたりも行っている形でございます。</p> <p>このような形の教育振興基本計画になりますが、今後の予定といたしましては、こちらで決定いただいた後には、あした臨時庁議がございまして臨時庁議で、こちらは決定ではございませんで、庁議報告という形をさせていただきます。教育大綱のほうは市長部局のほうになりますので、庁議決定という形になりまして、それに続いて計画のほうは庁議報告という形をとらせていただいて、その前に、もちろん内部で教育長までの決裁もとりまして、固めた上で庁議報告をした上で26日の庁議後には公表したいという形のスケジュールで考えております。</p> <p>以上です。</p>
教育長	<p>先日、教育大綱のご意見をもらって、指摘事項が幾つかありました。それを先日経営企画のほうから、このように直しましたという報告がありました。それは私が受けたという形でいいんですね、</p>
教育総務課長	<p>今配られているのが、真ん中に1番が書いてある丸になっているかと思うので、現状と課題のところには、全部見出しが書かれてあったりとか、あと、例えば……（「全て直っていますよね」「この間の指摘は直されていると、写真もかわっている」の声あり）11ページの芸術鑑賞会が変更になったり、あとコンサートがポスターだったのが、実際の写真を入れたりというようなことで、ご指摘のところは全て指摘どおりに直して。（「幼児教育の項目を入れたりね」の声あり）はい。若干、写真でちょっとつけ加えたりもしております。</p>
後藤委員	<p>内容的にはよいものと思うんですが、想定が、前回この基本計画と大綱がとてもよく似ちゃっていて、どっちがどっちだかわからないので、ここの表紙の部分の写真を入れかえたり色を変えたりして、区別が付きやすいという……。</p>
教育総務課長	<p>寒色系と暖色系というお話があったかと思うんですが、実はちょっと業者にも相談したんですが、大綱のほうがこの色合いが内側のイメージと大体同じような色を使っているということで、大綱のほうを変えずに、教育振興基本計画のほう、こちらは内側は意外と色が使われていないので、表紙を変えやすいということで、こちらを寒色系にしてこちらを暖色系に。</p>

後藤委員	これは業者さんがやられたんですか。事務方……。
教育総務課長	コンサルが入っていて、筑波総合研究所が入っております。
後藤委員	<p>これはひどいですね。まずだって、例えば基本計画を見ていただくと、この表紙のところ、矩形が3つ掛ける5つ並んで、そこに写真がはめ込まれているんですね。これ等間隔に並んでいるように見えますか。大綱のほうは等間隔に並んでいます。物すごく仕事が粗雑で、これでお金取るのかとちょっと今びっくりしているところなんですけれども。（「等間隔に見えるんですが。ちぐはぐですかね」の声あり）この間隔が狭かったり広がったりして見えませんか。大綱のほうはこれよりはましなんですけれども、ただ、等間隔にこっちも並んでいません。これはお金もらう仕事じゃないですよ、とても。むしろだからデータいただければ私が今晚つくりますよ。こんないいかげんなものを。（「きちんと直させます」の声あり）</p> <p>それから、今何か印刷屋さんのオペレーターなりの理屈がありましたが、色も中身と合わせるという必要があるのかなと。つまり、この2つの区別がつけばとても見やすくなるので、その辺の理屈のためにいまだもってその区別はつきにくいですよ。ここの写真も、大綱と基本計画の写真、全く同じものがはめ込まれていて、ここ入れかえるというのが前回のお話だったように記憶しているんですけれども。あるいは、業者さんの連絡先を教えてください、かわりに。</p>
教育総務課長	<p>それはこちらでできますので。間隔の部分は、多分ちょっと急ぎで直せという形でやったので、多分べたべたと張って持ってきていると思うのでちょっとそこが。まだ、検査は終わっていませんので、直させます。</p> <p>あと、写真については若干表現を変える、違う写真を……。</p>
後藤委員	とにかく、区別がつきやすく、見やすく、品のあるものをやっぱりつくりたいですね。
教育総務課長	ただ、先生からご指摘があった寒色系、暖色系というのは、一応。
後藤委員	これも、ですから直接話をさせてください。ちょっと伝わっていません。多分、寒色、暖色の意味がわかっておられない。
教育長	つまりは、一番の目的の2つを明確に変えましょうと、違うものだというのは、きっとまだこの色では明確に変わっていると思う人と、いや、同じだと思う人のを考えたら、同じだと思う人のほうが多いんじゃないかと。

教育総務課長	<p>じゃあこれは、山川さんにご指摘の内容をちょっと……。</p>
後藤委員	<p>そうですね。それで、時間のないところでおっしゃったんですけども、5秒でこれは整列させられますから。それをやっていない業者なんですよ。だから、うまく丸め込まれないように、これお金を出す以上いいものをつくってもらわないと、ちょっと、専門に近いので。</p>
教育長	<p>具体的に、このようにやったらという一言、アドバイスをもらって提案したらいいんじゃないですか。</p>
後藤委員	<p>一緒に加わりますので。</p>
<p>議案第22号について出席者全員の賛成を得る。</p>	
教育長	<p>次に、議案第23号「私立幼稚園授業料保護者負担軽減補助金交付規則の一部を改正する規則について」事務局よりお願いします。</p>
教育総務課長	<p>議案第23号、私立幼稚園授業料保護者負担軽減補助金の交付規則の一部を改正する規則についてでございます。</p> <p>こちらについては、31年10月からの幼児教育の無償化に対応した規則改正が保育課から提出されましたので、保育課長よりご説明いただきます。よろしくお願いたします。</p>
保育課長	<p>本日はよろしくお願いたします。着座にて失礼いたします。</p> <p>まずこの規則、この補助金でありますけれども、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度の開始に合わせて保育課が事務委任を受け、補助金の交付事務を行っているものです。現在、従来からの私学助成制度にのっとり運営している私立幼稚園の保護者には、この保護者負担軽減補助金と私立幼稚園就園奨励費補助金の2つの補助金が交付され、保育園を利用する保護者の経済的負担の軽減が図られております。平成31年10月から予定されております幼児教育の無償化の実施に伴い、就園奨励費補助金につきましては廃止となる方針が国より示されております。保護者負担軽減補助金についても同様に廃止としてよろしいか、本日お諮りするものです。</p> <p>規則の改正内容ですけれども、議案資料の最後の新旧対照表をごらんください。</p> <p>補助金の交付の条におきまして「補助金は4月から9月までに納付した授業料に対する補助金を前期分とし、10月から3月までに納付した授業料に対する補助金を後期分として交付する」とあるものを「補助金は4月から9月まで</p>

に納付した授業料に対して交付する」とし、10月から3月の部分について、定めを削除いたします。

また、附則におきまして平成31年9月30日で規則の廃止を定めております。

きょう配付させていただきました幼児教育無償化の実施（幼稚園就園奨励費補助等）をごらんいただきたいのですが、横1枚なんですけれども、こちら国の幼稚園就園奨励費補助金に関するスケジュールと内容となっております。

下の四角の2つをごらんいただきたいのですが、まず、幼稚園就園奨励費補助事業につきましては、2019年4月から9月までの間とし、世帯の所得に応じた補助金を交付しております。世帯の所得に応じた交付ということで、表中の中第1子の一番下の表を見ていただくと、所得によっては補助金の交付対象外となる世帯もあります。こちらが4月から9月までの予定でして、10月からは右側に移りまして、新しい無償化事業ということで、点線の表の中に上限額というのがありますけれども、月額2万5,700円を世帯の所得にかかわらず一律無償化の対象とするということになっております。これが国の今年度のスケジュールとなっております。

この幼稚園授業料保護者負担軽減事業補助金につきましては、この改正に当たって保育園と幼稚園の利用者の無償化の前と後での費用負担の変動を比較したところ、幼稚園の利用者については入学金、制服代と、入園事務費の費用が発生しますけれども、それを除いた場合、無償化を実施する前においては保育園との差が約4万円ほどありました。ただ、実施後におきましては、幼稚園と保育園との負担の差は見られないという結果になっております。

これらのことから、従来の私学助成の幼稚園と子ども・子育て支援制度にのって運営している私立幼稚園、保育園等の保護者の経済的負担の均衡を保つための補助金であることから、保護者の負担差がなくなる幼児教育無償化の開始と同時に、当該補助制度を廃止するというものです。

なお、現在、国において子ども・子育て支援法の一部改正の法律案が審議中であり、本来であれば、この法の改正を受けて幼稚園就園奨励費補助金が廃止となり、この保護者負担軽減補助金を廃止するところではありますけれども、4月以降に、4月1日にさかのぼって補助期間を短縮する内容の改正は、補助金の交付対象者が不利益をこうむることとなり、改正することができないため、本日お諮りするところであります。

以上となります。よろしく願いいたします。

議案第23号について質疑を受けるが質疑なし。

出席者全員の賛成を得る。

次に、議案第24号「牛久市教育委員会いじめ調査委員会を設置しないことについて」であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項により、出席委員の3分の2以上多数で議決したとき、これを公開しな

教育長

	<p>いことができます。本議案について非公開にしたいと思いますが、委員の皆様にお諮りいたします。非公開とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p> <p>全会一致で非公開と決定</p> <p>*****</p> <p>議案第24号について出席者全員の賛成を得る。</p> <p>以上で委員会の非公開を解除します。</p> <p>次に、議案第25号「牛久市教育委員会いじめ調査委員会設置規則の一部を改正する規則について」事務局よりお願いします。</p>
<p>教育長</p> <p>指導課長</p>	<p>議案第25号、牛久市教育委員会いじめ調査委員会設置規則の一部を改正する規則について、ご説明をいたします。</p> <p>これは、牛久市教育委員会いじめ調査委員会の設置に当たり、日本弁護士会よりいじめの重大事態の調査に係る第三者委員会等の推薦依頼のガイドライン、こういったものをいただきました。この中で、第三者委員会の公平性、中立性の確保の観点から、なるべく教育行政、教育業務に関与していない部署の職員を担当者とするなどの配慮が求められるとされておりまして、紙3枚目、新旧対照表があるんですが、現在、牛久市教育委員会いじめ調査委員会設置規則第7条におきましては、調査委員会の庶務はいじめ防止対策担当課、すなわちこれは指導課なんですが、そちらが処理することとなっておりますが、これは非常にいじめ、また学校に深くかかわる課でございますので、改正案といたしまして調査委員会の庶務は教育委員会庶務担当課、具体的には来年度からは教育企画課になるかと思うんですが、そちらにおいて処理すると改めるものです。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>議案第25号について質疑を受けるが質疑なし。</p> <p>出席者全員の賛成を得る。</p>
<p>教育長</p>	<p>続いて、報告第9号『平成29年度牛久市内遺跡発掘調査報告書』の刊行について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>文化芸術課長</p>	<p>それでは、報告第9号『平成29年度牛久市内遺跡発掘調査報告書』の刊行についてご報告させていただきます。</p> <p>お手元に配付させていただきました牛久市文化財調査報告第17集というこ</p>

	<p>とで、29年度分がまとまりました。主な調査の概要ですが、29年度は8遺跡で20件の調査が対象になっておりまして、その中では本発掘調査が1件、そのほか試掘調査、確認調査、工事立会調査となっております。主にこの20件中、半分の10件については、太陽光発電建設が調査の原因となっております。その他は宅地造成、それからひたち野うしく小学校の学校建設なども入っております。巻頭のほうのカラーのページを見ていただければと思うんですが、今回の巻頭の1ページ目に入っておりますのは、姥神遺跡出土宝珠硯ということで、これはもう既に市の指定文化財にもなっている遺物なんですが、今回なぜこれが出土したかということでさらに詳しい調査を専門の方にさせていただいたという経緯がありましたので、巻頭の図画のようにさせていただきます。詳しい内容は21ページにその考察が検討ということで書かれております。</p> <p>さらに、巻頭図版の2つ目ですね、こちらは田宮平遺跡ということで、田宮西隣公園が開発されたところで採取されたもので、最終的にはこれは骨つばとして使われたのではないかと検討をされております。これは19ページからとなっております。</p> <p>そのほか、ひたち野中学校のほうでも、久慈川流域で産出されたためのうなどの採集などがされております。</p> <p>主な開発行為調査内容の報告でございます。</p>
教育長	<p>ひたち野中学校で2万年前の土器、石器ですが、この間、学芸員の色川さんが持ってきました。2万年前のね、あったので、ぜひ子供たちに紹介してあげられたらいいかなと思うので、よろしくをお願いします。</p> <p>質問ございませんか。</p> <p>次に、報告第10号「牛久市青少年相談員連絡会相談員の委嘱について」事務局より説明をお願いします。</p>
生涯学習課長	<p>それでは、牛久市青少年相談員の委嘱についてご説明いたします。</p> <p>今年度3月31日で任期満了になることに伴いまして、新たに2019年4月1日より2年間、2021年3月31日までの委嘱をするものでございます。</p> <p>相談員の異動がございまして、次のページをめくっていただきますと、新任の方、それと退任の方がおられます。新任の方は志賀美佐江様、一中学区になります。もう一人の方が甲斐徳之助様、一中学区になりますが、新任ということになります。すぐ一番下が退任の方になります。同じく一中学区の渡部博様が退任ということになります。</p> <p>次のページをめくっていただきますと名簿がございまして。全体で29名の方になります。今言いました2名の方の新任と、1名の方が退任されておりますので、総じて21名、あとの方は再任ということになっておりますのでご報告いたします。</p> <p>以上となります。</p>

教育長	質問ありますか。
五十嵐委員	これは各学校区の定数というのは特に決まっていらないんですか。6人のところと5人のところがあります。
生涯学習課長	相談員の規則の中では全体の数ということで定員が30名。それで、各学校区ごとに6名、 $6 \times 5 = 30$ ということで30名を規定しております。
教育長	なるほど。どこか一つ足りないんだ、まだ。（「はい」の声あり）4人のところがあるんだね。
五十嵐委員	下根が5人で、あとはかは6人。
教育長	よろしいでしょうか。 次に、報告第11号「牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」事務局よりお願いします。
放課後対策課長	報告11号は、先日3月22日に閉会しました平成31年第1回牛久市定例会におきまして、可決成立しました牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について報告をさせていただくものです。 今回、この条例の中身ですが、学校運営協議会の委員の報酬の改正をおこなっております。本件は改正前の条例で日額3,000円となっていたものを年額1万2,000円に改正したものです。これは、改正前の条例が学校運営協議会の出席を前提とした日額報酬となっておりましたが、報酬の対象を会議に限らず年間を通じた活動に拡大する趣旨で必要な改正を行いました。これにより、学校運営協議会の委員の活動を年間を通じた活動に拡大することができますので、コミュニティースクールの趣旨の推進に寄与できるものと考えております。 なお、施行期日は31年4月1日からとなりますが、本日現在でまだ告示の手続が終了しておりませんので、市議会に提出した議案の内容を、内容がわかる資料として提出しております。 以上でございます。
教育長	よろしいでしょうか。 それでは、以上で事務局の説明が終わりました。 (各課連絡)

教育長	<p>それでは、以上で3月定例会を終了いたします。</p> <p>次回定例会は4月15日市役所分庁舎第1階会議室午後1時30分ですので、よろしくお願いいたします。</p> <p>お疲れさまでした。</p>
-----	--